

公取通第 152 号
平成 17 年 4 月 25 日

亀井法律事務所
弁護士 栢 沼 太 一 殿

公正取引委員会



通 知 書

平成 16 年 7 月 27 日に書面で報告を受けた件について下記のとおり処理したので、景品表示法第 7 条第 1 項により適用する独占禁止法第 45 条 3 項の規定に基づき通知します

記

調査の結果、法律上の措置は採りませんでした。景品表示法違反につながるおそれのある行為がみられましたので、同法違反を未然に防止する観点から、関係人に対し注意しました。

[本件の照会先は、取引部景品表示監視室
(電話 03-3581-3377) です。]